**大阪府社会復帰支援促進事業費補助金交付要綱**

（目的）

第１条　大阪府（以下「府」という。）は、大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（令和４年大阪府条例第59号）に基づき、ギャンブル等依存症対策の推進に資するため、ギャンブル等依存症対策基金を活用して予算の定めるところにより、民間団体等が主体的に取り組むギャンブル等依存症の本人やその家族等に対する社会復帰支援活動等に対し、大阪府社会復帰支援促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第２条　補助金の交付対象となる事業者は、法人格を有し、大阪アディクションセンター（OAC。府内の関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及びその家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークという。）に加盟している機関・団体とする。

（補助事業等）

第３条　補助金の事業区分、補助対象経費、補助基準額及び補助率は別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付対象とはしないものとする。

（１）大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業費補助金交付要綱に基づき交付される補助金の対象となる事業に該当する場合

（２）補助を受けようとする事業について、既に国や地方公共団体から補助金、助成金又はそれに類するものを受けている場合

（３）補助対象事業者の管理運営に関するものに該当する場合

（４）補助対象事業者に属する者（以下「従事者」という。）への給与、手当又はそれに準じる報酬等、食費及びその他従事者個人の利益に帰属するものに該当する場合

（５）その他補助対象事業との関連性がないものに該当する場合

（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

　（１）別表の第２欄に定める補助対象経費の実支出額と第３欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額に第４欄で定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請等）

第５条　規則第４条第１項の申請は、大阪府社会復帰支援促進事業費補助金交付申請書（様式第１号）を知事が定める期日までに知事に提出することにより行われなければならない。ただし、補助対象事業者が、補助金の交付を受けようとする年度において、本補助金の交付決定を既に受けている場合は、当該年度の間、新たに交付申請することはできない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）要件確認申立書（様式第１－１号）

（２）暴力団等審査情報（様式第１－２号）

（３）その他知事が必要と認める書類

（交付条件）

第６条　規則第６条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要がある時は、補助対象事業者に対し報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他事業に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（２）規則第６条第１項第１号及び第２号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の総額に対して20％以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

（３）事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別途知事が定める期日までに知事に報告しなければならない｡なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を除く。）には、当該仕入控除税額を知事が定める期日までに知事へ返還しなければならない。

（５）事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなくてはならない。

（６）事業を行うために締結する契約については、二者以上の者から見積書を徴収し、最も低い価格を提示した者と契約を締結するなど、府が行う契約手続きの取扱いに準拠しなくてはならない。

（７）補助対象事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（８）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることとし、その財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（９）知事は、補助対象事業者が規則第19条に規定する財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

（10）目的外に補助金を使用したと知事が認めた場合は、知事は補助対象事業者に対し知事が定める期日までに補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（変更交付申請等）

第７条　規則第６条第１項第１号及び第２号並びに本要綱第６条（２）に規定する知事の承認の申請は、大阪府社会復帰支援促進事業費補助金変更交付申請書（様式第２号）を知事が定める日までに知事に提出することにより行うものとする。

２　規則第６条第１項第３号に規定する承認を受けようとする場合は、大阪府社会復帰支援促進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を知事に提出することにより行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第８条　知事は、第５条及び第７条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定（変更の決定及び中止（廃止）の承認を含む。）を行い、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　第５条による申請を取り下げることができる期間は、前条の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して15日以内とすることとする。

２　第１項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

（実績報告）

第10条　規則第12条の規定による報告は、当該年度の事業が完了したときは、事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は事業の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、知事に行うものとする。ただし、規則第６条第３号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日の翌日から起算して30日を経過した日までに、知事に行うものとする。

２　前項の報告は、大阪府社会復帰支援促進事業費補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて行うものとする。

（補助金の額の確定等）

第11条　知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条　知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

（補助金の返還）

第13条　知事は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、期限を定めて当該取消に係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

　（１）補助金の交付決定に当たり、規則第６条の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき

　（２）正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき

（３）補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき

（４）虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

（補助対象事業者の要件の変更）

第14条　補助対象事業者は、交付決定の後に規則第２条第２号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、その事実が発生した後速やかに、該当事項届出書（様式第１－３号）を知事あてに提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第15条　規則第19条第４号及び第５号の知事が定める財産並びに規則第19条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附　則

この要綱は、令和６年９月24日から施行する。

【別表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１欄  （事業区分） | 第２欄  （補助対象経費） | 第３欄  （補助基準額） | 第４欄  （補助率） |
| ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への社会復帰支援促進事業  ・社会復帰及び再発防止に向けた伴走型支援  ・相談機関や医療機関との連絡調整及び同行支援 | ・報償費  ・旅費  ※府内での移動に利用した公共交通機関の運賃に限る。  ・需用費  ・役務費  ・使用料、賃借料  ・委託料 | ①基本分  200,000円 | 10/10 |
| ②加算分  ・初度物品等の購入  150,000円  ※　本補助金を受けて初めて事業を実施するにあたり初度物品等を購入するために必要な物品購入費（需用費）。  ※　これまでに本加算分の補助を受けていない補助対象事業者に限る。 | 10/10 |